

福利・厚生補助実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会（以下「この法人」という。）の行う行事関係補助、保養所宿泊施設補助を通じて、火災共済事業及び総合共済事業の維持・発展及び普及促進を図るとともに、勤労者の福利・厚生に関し寄与することを目的とする。

(行事補助関係)

第2条 この法人に加入する団体が主催又は後援する各種行事の実施又は参加に対して、費用の一部を補助する。

- 2 補助額は加入者数が10名未満の場合は3,000円以内、10名から50名未満の場合は5,000円以内、50名から100名未満の場合は10,000円以内、100名から300名未満の場合は20,000円以内、300名以上の場合30,000円以内とする。
- 3 同一団体への補助金交付は年1回とする。
- 4 申請は専用用紙により行う。

(保養宿泊補助関係)

第3条 火災共済及び総合共済の加入者並びにその同居家族が保養を目的にこの法人と契約した保養所を利用した場合、宿泊利用料を補助する。

- 2 宿泊利用補助は大人（12歳以上）1人に対して2,000円、子ども（4歳以上12歳未満）1人に対して1,000円とする。
- 3 補助対象者は火災共済保険50口以上、又は総合共済3口の加入者とする。
- 4 同一人への補助は年3回を限度とする。ただし、火災共済保険100口未満の加入者の利用限度は年1回とする。
- 5 一旅程につき複数回の補助を認める、ただし1宿泊につき1申請とする。
- 6 補助対象期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 7 加入者と別居している加入者本人の父母、配偶者の父母及び子どもの内、就業等で別居している独身者は宿泊利用料補助対象者とする。
- 8 宿泊利用料金不要の子どもは対象外とする。
- 9 加入者の所属する企業（グループ企業を含む）・団体の保養所に宿泊した場合は対象外とする。
- 10 利用申込みは専用用紙にて行う。

(疑義)

第4条 この実施要領に疑義を生じたときは、理事会の決議により決定する。

(改廃)

第5条 この実施要領の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この実施要領は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

一部改訂 平成29年5月10日 第1回理事会

実施 平成30年4月1日より

一部改訂 令和3年3月25日 第5回理事会

実施 令和3年4月1日より